

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月12日（金）

○竹中隆一議員（登壇）

おはようございます。

本日は体調を考慮し、議長の許可を得て着席にて質問をさせていただきます。

本市が誇る姫路城は、世界に誇る文化遺産であり、日本の歴史と文化を象徴する存在であります。今後は、その価値を守るだけでなく、生かしながら次世代へ継承していく視点が一層重要になっております。

また、本市は、人口減少や地域コミュニティの希薄化をはじめ、多くの課題に直面しております。今こそ地域資源を磨き上げ、人と地域を結びつける守る行政から生かす行政への転換が求められております。

来春の市長選挙に向けては早くも動きが始まっております。この機会を市民利益につながる建設的な政策論争の場とし、活発な議論が展開されることを期待いたします。

また、清元市長におかれては、市民、職員、議会の声に真摯に耳を傾け、市政発展に取り組まれることに期待するものであります。

私は、多くの市民の皆様のご支援を賜り11期連続当選を果たし、本年度議員活動44年目を迎えることができました。昨年の療養を経て、再び本会議の場で質問に立つ機会をいただきましたことは、私にとりまして誠に感慨深いものであります。

なお、去る5月には、姫路市議会自由民主党として、財務大臣片山さつき氏及び文部科学副大臣小林茂樹氏と面談し、日本遺産登録の推進と（仮称）国立世界遺産センターの設置について要望してまいりました。

それでは、通告に従い8項目について質問いたします。

1 項目め、（仮称）国立世界遺産センターの誘致について。

本市が誇る姫路城は、世界文化遺産として国内外から高い評価を受ける、我が国屈指の歴史資産であります。しかし、その顕著な普遍的価値を市民や来訪者に体系的、戦略的に発信する拠点が十分整備されているとは言い難い状況であります。

現在、姫路城は「見る観光」として高い完成度を誇っておりますが、今後は学ぶ、理解する、体験するといった多層的な文化体験へ発展させる必要があります。単なる観光資源ではなく、教育・学術・文化創造の拠点として再構築

する視点が不可欠であります。

世界遺産は人類共通の財産であり、その価値を次世代へ継承することは我が国の責務であります。また、継続的な調査研究を通じて本質的価値を深め、国内外へ発信することは、日本文化への理解促進と国際交流にも資するものであります。

こうした観点から、映像・展示・資料等を活用し、研究・教育・交流機能を備えた（仮称）国立世界遺産センターの整備は、国家的に重要な施策であると考えます。

とりわけ、姫路城は築城以来400年にわたり戦災を免れ、木造建築として世界最高水準の美的完成度を誇る我が国初の世界遺産の1つであります。国内外から多くの来訪者を集めるこの地こそ、立地として最もふさわしい場所であると確信いたします。

さらに、令和6年度策定の姫路城保存活用計画においても世界遺産センター機能の検討が位置づけられており、本構想は既に本市行政における重要課題となりつつあります。

具体的な立地の一案として、姫路城周辺の歴史的空間の中でも、象徴性を有する家老屋敷跡に着目すべきと考えます。この地は藩政を支えた中枢の一角であり、姫路城の歴史と一体不可分の空間であります。ここに、周辺景観と調和した伝統的木造建築による施設を整備することは、単なる箱物整備ではなく歴史そのものを体感できる空間創出につながります。木のぬくもりと日本建築の美を生かすことで、来訪者に深い没入感と感動を提供できるのではないのでしょうか。

さらに、最新のデジタル技術や体験型コンテンツを融合させることで、伝統と先端技術が融合した新たな文化発信拠点として国内外へ強い発信力を持つことが期待されます。

また、このセンターは展示機能に加え、研究、人材育成、国際交流等の機能を備えることで、本市の文化的基盤を強化し、将来世代へ継承していく中核拠点ともなり得るものであります。

加えて、観光振興のみならず交流人口・関係人口の拡大、地域経済の持続的発展にも寄与し、本市の都市格を高める重要施策であります。まさに文化・観光・経済を一体的に推進する国家戦略的プロジェクトとして位置づけるべきであると考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

第1に、(仮称) 国立世界遺産センターの誘致について本市としてどのような認識を持ち、これまでどのような検討や取組を行ってこられたのか、お示しください。

第2に、家老屋敷跡を活用した木造建築による施設整備について、市としてどのように評価されるのか、ご所見をお聞かせください。

第3に、本構想の実現に向け、世界遺産の価値発信・研究・教育・国際交流機能を備えたセンターの設置を国に提案すべきと考えますが、どのような提案を行い関係省庁との連携を進めていくのか、お示しください。

第4に、本市として正式に誘致要望を行う意思があるのか。また、その時期や具体的な進め方について、明確なご答弁を求めます。

本市が世界遺産都市・姫路として次の時代へ飛躍する意思と覚悟が、今まさに問われていると考えます。

2 項目目、姫路市東部地域の日本遺産指定について。

本構想におけるテーマは、「千年をつなぐ技と祈り、播磨国風土記の里に生きる文化」であります。本件は、一昨年9月に私が提唱し、東部地域開発推進協議会が姫路市へ要望を行ったものであります。

四郷地区では、古墳を生かしたまちづくりが20年以上継続され、地域主体による景観形成や歴史文化継承活動が着実に成果を上げてまいりました。

さらに、国史跡播磨国分寺跡や壇場山古墳を有する御国野地区、県指定文化財別所の獅子舞、石造五輪塔、千年以上の歴史を有し、今なお地場産業として息づく皮革産業や瓦産業など、本市東部地域には重層的で独自性の高い文化資源が集積しております。

これらは単なる文化財の集合ではなく、古墳時代から律令国家形成期、中世、近世へと連続する播磨国の中心地としての歴史を物語る一体的な文化ストーリーであり、我が国の歴史の変遷を地域空間として体感できる希少なエリアであります。

また、日本遺産制度は単なる文化財指定ではなく、地域の歴史文化を戦略的に編集・発信し、観光振興、産業振興、交流人口拡大、地域ブランド形成へつなげる地域活性化施策であります。

そうした観点から、本市東部地域は制度趣旨との親和性が極めて高く、姫路城だけではないもう1つの姫路ブランドを形成し得る大きな可能性を有しております。

さらに、人口減少社会において地域が選ばれるためには

その地域にしかない物語が不可欠であり、本構想はその中核となり得るものであります。

そこで、具体的に4点お尋ねいたします。

第1点は、本市東部地域が有する歴史的・文化的価値について、行政としてどのような認識を有しておられるのか。

第2点は、同地域を日本遺産候補地域として位置づけ、国への申請を目指すことに対する見解についてであります。

第3点は、候補地域選定から認定に至るまで、今後どのような推進体制及びスケジュールを想定しておられるのか。

第4点は、日本遺産認定によって期待される観光振興、産業振興、地域ブランド形成、雇用創出などの具体的効果についてであります。

以上、ご所見をお聞かせください。

3 項目目、(仮称) 自治会条例の意義について。

地域社会の基盤である自治会は、共助の精神の下、長年にわたり地域を支えてきた極めて重要な存在であります。とりわけ、住民同士の信頼関係や助け合いの精神、いわゆる自治会の絆は、防災・防犯、福祉、子育て支援、環境美化など地域活動の根幹を支え、本市の地域力を形成してきたものであります。

しかし近年、加入率の低下や担い手不足、価値観の多様化などにより、この絆が希薄化しつつあり、大きな岐路に立たされています。こうした中、自治会条例の制定は単なる制度整備ではなく、地域の絆を再生し次世代へ継承する重要施策であります。

そこで、3月議会において条例制定を求める議会決議を行ったところ、早速、今議会に審議会条例が提案されたことは評価すべきであり、市長の決断に敬意を表するものであります。日本一の自治会組織率を誇る姫路市だからこそ、地域の絆をさらに強固にし、他都市に先駆けた実効性ある(仮称)自治会条例を制定すべきであります。

そこでお伺いいたします。

まず、条例の目指すべき役割についてであります。

私は、自治会の絆を基盤とした具体的かつ実効性ある目標を明確に掲げることが重要であると考えます。

そこで、以下8点を例示いたします。

1、自治会を地域の準公共的団体として制度的に位置づけること。

自治会を単なる任意団体ではなく、防災、防犯、環境美

化、福祉など地域公共を担う主体として明確に位置づけ、地域の絆を制度的に裏づける。

2、自治会運営助成金の制度化。

自治会活動の安定運営と絆の維持・強化のため、世帯数に応じた助成制度を設ける。基準は1世帯当たり1,000円程度を基本とし、地域事情に応じた加算措置を講ずる。

3、行政依頼業務への適正な財政措置。

広報配布、防犯灯管理、環境衛生、公園清掃など、市が自治会に依頼する業務については、負担に応じた適正な委託費を支出し、持続可能な協力関係を構築する。

4、自治会加入促進の推進。

転入者への案内、不動産事業者との連携、市広報による啓発等を通じ、地域における新たな絆の形成を図る。

5、自治会活動への人的支援。

行政職員による相談・助言・調整機能を整備し、自治会活動を支援する。

6、行政組織の整備。

自治会振興を所管する担当組織を明確化し、庁内横断的に対応することで自治会との連携を強化する。

7、自治会役員研修の実施。

防災、会計、個人情報保護等に関する研修機会を設け、自治会運営の質向上と次世代人材の育成を図る。

8、姫路市連合自治会との協議・連携体制の整備。

市と連合自治会が全市的課題について協議し、施策に反映する体制を整える。

以上8点についての見解をお尋ねするとともに、自治会条例の制定意義を市としてどのように認識しているのか、お示してください。

次に、市民への理解促進についてであります。

自治会振興条例の意義を市民に分かりやすく伝え、主体的参加を促すことは、地域の絆を再生・強化する上で不可欠であります。どのような具体策を講じるのか、お示してください。

さらに、検討にとどめず実効性ある施策として進めるためには明確なスケジュールが必要であります。検討開始時期及び制定時期について具体的にお答えください。

最後に、市民意見の聴取についてであります。

単なるパブリック・コメントにとどまらず、多様な手法により幅広い意見を取り入れることが重要であり、とりわけ自治会をはじめとする関係団体の声を的確に反映すべきと考えます。どのような方法で実施されるのか、具体的

にお示してください。

4項目め、閉館中の美術館の在り方と國富コレクションについて。

現在閉館中の姫路市立美術館は、本市の文化行政を担う重要な拠点であります。この閉館期間を単なる改修期間ではなく、再生と飛躍に向けた戦略的再構築期間と位置づけ、世界遺産都市・姫路にふさわしい文化発信拠点として再設計を進めるべき時期であります。

とりわけ、國富コレクションをはじめとする本市の文化資産をいかに国内外へ発信し、世界遺産・姫路城と一体となった文化観光都市としてのブランド価値を高めるかが問われております。

当局からも、姫路城との連携強化、海外美術館との国際連携、収蔵品活用、アウトリーチ機能の充実、姫路城保存活用計画を踏まえた将来像の検討など、様々な方向性が示されました。

しかし、これらを個別施策として進めるだけでは不十分であり、今後は、世界遺産都市・姫路の文化戦略として総合的・一体的に推進する視点が不可欠であります。

これまでに当局と意見交換した内容を踏まえて、以下8点についてお伺いたします。

1つ、世界遺産都市・姫路における美術館の位置づけについて。

姫路市立美術館は世界遺産・姫路城内に立地する全国的にも希少な美術館であり、赤れんが造りの歴史的建築物そのものも姫路城景観と調和する重要な文化資源であります。

当局からは、姫路城由来の美術品や工芸品の展示充実を図り、世界遺産都市・姫路の文化拠点として魅力を発信していくとの方向性が示されました。であるならば、単なる市立美術館という位置づけにとどまらず、姫路城内美術館など、姫路城との一体性や世界遺産都市としての戦略性を明確に打ち出す名称・ブランド戦略について、本格的に検討すべき時期に来ていると考えますが、ご所見をお伺いたします。

2、美術品購入と文化投資の考え方について。

当局からは、近代の巨匠の名品である國富コレクションと、現代の巨匠の名品であるオールひめじコア・アーティストを組み合わせ、新たな価値創出を目指すとの考えが示されました。

これは重要な視点ですが、世界的アーティストを

招聘し、姫路で制作・発表された作品を戦略的に収集・保存・発信することは、単なる作品購入ではなく将来世代へ向けた都市ブランドへの先行投資であり、文化政策そのものであります。

さらに、國富コレクション、高田賢三コレクション、酒井家ゆかりの刀剣、書写山圓教寺の仏教美術など、姫路固有の文化資源を体系的に結びつけ、姫路型文化戦略を構築する必要があります。

今後、本市として文化芸術への投資をどのような都市戦略として位置づけ、どのような理念の下で作品収集・保存・発信を進めるのか、ご見解をお示しください。

3、人材体制と運営体制の整備について。

現在、美術館では学芸員資格を有する管理職が不在であり、国宝・重要文化財等の借用にも支障が生じ得る状況が続いております。

当局からは令和8年4月より学芸員2名を新規採用したものの、なお管理職体制が課題であるとの認識が示されました。

しかし、今後、本市が国際連携や大型企画展など世界水準の文化発信を目指すのであれば、単なる人員補充ではなく、専門性を備えた人材による意思決定体制の構築が不可欠であります。

また、集客力向上や収支改善などの課題に対しても、外部専門人材の活用を含め従来型行政運営から踏み込んだ改革が必要ではないでしょうか。再オープン後を見据え、専門性と経営感覚を兼ね備えた運営体制をどのように構築していくのか、お示しください。

4、国際交流・調査研究・出版事業について。

当局からは、ポーランド国立博物館マンガやフランスのシャンティイ城、コンデ美術館との連携、モネ没後100年記念調査研究プロジェクトなど、国際的調査研究を進めていく方向性が示されました。こうした取組は、世界へ開かれた文化都市・姫路を目指す上で極めて重要であります。

一方で、国際交流は単なる展覧会交流にとどまらず、共同研究、学術出版、人材交流、デジタルアーカイブ化などを含めた総合的文化外交へ発展させる視点が必要であります。

また、姫路城という世界遺産と美術館の芸術文化機能を融合させ、世界遺産と芸術文化都市・姫路というブランドをどのように形成していくのか、市民にも分かりやすく示す必要があります。休館期間中及び再開館後における国際

連携事業の具体的展望について、ご所見をお伺いいたします。

5、施設整備と増築の検討について。

当局からは、姫路城保存活用計画を踏まえ、地下遺構の保護や既存施設の再整備を含め、区域全体で将来像を検討していくとの答弁が示されました。また、姫路城関連展示の充実に向け、収集基準の改正も行われたとのことであり

ます。しかし、今後は単なる改修ではなく、滞在型美術館への転換を視野に入れた抜本的議論が必要ではないでしょうか。

世界遺産都市として、美術館を核に滞在時間を延ばし、宿泊・周遊・文化体験へとつなげる視点が重要であります。そのためには、展示空間のみならず、カフェ、ミュージアムショップ、夜間活用、庭園空間、デジタル体験などを含めた総合的魅力量向上策を検討するとともに、将来的な増築可能性についても議論を始めるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

6、國富コレクションの位置づけと発信について。

國富コレクションは、姫路城が世界文化遺産に登録された翌年、本市の発展を願って寄贈された極めて重要な文化資産であります。当局答弁でも、姫路市立美術館の柱となるコレクションであり、その価値を世界へ向けて発信していくべきとの認識が示されました。

私は、國富コレクションは単なる収蔵品群ではなく、姫路文化戦略の象徴であると考えております。だからこそ、国際的文脈の中での位置づけや、姫路城、日本遺産、現代芸術との融合による新たな発信戦略を構築すべきではないでしょうか。

本市として、國富コレクションをどのような理念の下に位置づけ、世界へ発信していこうとしているのか。改めて明確にお示しください。

7、再開館後に向けた魅力量向上策について。

当局からは、海外姉妹館との連携展覧会、アウトリーチ事業、教育旅行誘致、共通券企画、観光部局との連携など、幅広い方向性が示されました。また、18歳までの観覧無料化も、将来世代への文化投資として大変意義ある施策であります。

しかし、再開館後に真に求められるのは、なぜ姫路まで行かなければならないのかという来訪動機を国内外に明確に示せるかどうかであります。そのためには、姫路城と

の一体的演出、世界レベルの企画展、夜間文化イベント、デジタル技術活用、教育・観光・地域経済との融合を総合的に進める必要があります。

再オープン後、本市としてどのような世界遺産都市型美術館を目指していくのか、その具体像についてお示ください。

8、閉館期間中の情報発信について。

当局からは、SNS、美術館日より、収蔵品データベース充実、庭園活用イベント、アウトリーチ事業などを通じ、休館中も継続的な情報発信を行うとの答弁が示されました。

しかし、閉館期間は単なる空白期間ではなく、市民との関係性を再構築し、再開館への期待感を高める極めて重要な期間であります。特に、若年層や海外観光客に対しては、デジタル空間を活用した参加型・共感型の情報発信戦略が重要であります。

再開館への機運醸成をどのように進め、市民・観光客・世界へ向けて姫路市立美術館の価値を発信していくのか、年度内の具体的施策も含めて明確にお答えください。

5 項目め、ディズニーパレードの誘致について。

姫路お城まつりにおいてディズニーパレードを実施できれば、子どもから大人まで幅広い世代に夢と感動を届けるのみならず、本市の魅力を国内外へ強く発信し、交流人口の拡大にも大きく寄与するものと考えます。

世界的ブランドであるディズニーコンテンツの発信力は圧倒的であり、その波及効果は観光振興、地域経済の活性化、都市イメージの向上にまで及ぶことが期待されます。

また、このような大規模イベントは、市民にとっても極めて意義深いものであります。とりわけ子どもたちにとっては一生の思い出となり、家族や地域の絆を深める契機にもなります。市民の期待も非常に高く、本市の新たなシンボルイベントとなり得る可能性を有しております。

さらに、ディズニーパレードは他都市での実施実績もあり、適切な準備と体制整備を行えば本市においても十分実現可能性のある取組であります。

この点については、私自身もこれまで提案を重ね、関係各所との助言や調整に携わってまいりました。その結果、実施に向けた方向性や課題整理も進み、実現まであと一歩という段階まで到達していたものと認識しております。

しかし、事前にいただいた当局資料によりますと、姫路城周辺での開催については、観覧スペースの確保、大規模

な交通規制、兵庫県警から求められる高度な警備体制への対応など多くの課題があり、万博期間中という社会状況も重なり、警備面から極めて厳しい判断がなされたとのことであります。

一方で、当局は姫路城周辺以外での開催可能性やパレード以外のディズニー関連イベントについても検討を継続する考えを示されております。

また、株式会社オリエンタルランドとの協議も継続することであり、将来的な可能性を閉ざしたのではなく、再挑戦への足がかりであると受け止めております。

だからこそ今求められるのは、今回は困難であったという結論で終わるのではなく、明らかとなった課題を分析し、次回実現への戦略として積み上げていく姿勢であります。

そこでお尋ねいたします。

今回の断念を踏まえ、ディズニーパレード誘致の再チャレンジに向け、どのような課題整理がなされているのか。

とりわけ、兵庫県警との協議において、どのような安全対策や警備水準が求められているのか。

また、その課題克服に向け、本市としてどのような体制整備や関係機関との調整を進めていく考えなのか、お示ください。

6 項目め、手柄ザクラの育成と普及について。

見野古墳群保存会においては、私自身も会長として山桜や山アジサイを地域に植栽し、美しいふるさとづくりに20年以上取り組んでまいりました。近年では、手柄ザクラの育成にも力を注いでおり、現在では21本の苗木を育てています。

しかし、姫路市には原木が1本しか存在せず、しかも樹勢が弱っていることから、その育成・普及は極めて困難な状況にあります。

一方、事前調査では、市当局から、排水性や日照条件への配慮、害虫対策、接ぎ木による増殖、植栽位置の公表、看板設置、緑化イベントでのPRなど、一定の取組を進めているとの回答をいただきました。

また、令和7年度末時点で16本を保存しており、今後は増殖を進めながら手柄地区を中心に植栽を推進する方向性も示されました。

しかし、手柄ザクラは単なる珍しい桜ではありません。姫路地域固有の極めて希少な自然遺産であり、本市ならではの歴史・風土・景観を象徴する貴重な地域資源であります。原木が1本しか存在しないという事実は危機的状況で

ある一方、姫路にしかない価値を意味するものでもあります。適切に育成・活用すれば、本市独自の強力な地域ブランドへ発展し得る可能性を秘めているのではないのでしょうか。

近年、全国各地では、地域固有の自然や植物資源をまちづくりや観光振興に結びつける動きが広がっております。本市においても、単なる保存にとどまらず、生かし、広げ、地域価値へ転化するという戦略的視点が必要であります。

そこでお伺いいたします。

手柄ザクラについて、市は単なる緑化樹木ではなく、本市固有の地域資源・自然遺産としてどのように位置づけておられるのか。また、現在進めている増殖・普及の取組を今後どのような方向性で発展させていくのか、お示ください。

加えて、学校教育や環境学習、公園整備、日本遺産事業、観光振興などとの連携を含め、手柄ザクラを市民共有の財産として広げていく考えについても、ご所見をお伺いいたします。

7項目め、障害者差別解消法の改正に伴う本市の対応について。

本法は、全ての人が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として制定されたものであり、我が国の人権保障において極めて重要な意義を有しております。今回の改正により、その理念をさらに実効性あるものへ高める段階に入ったものと認識しております。

とりわけ、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務へと格上げされたことは、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現に向けた大きな前進であります。

しかし、制度改正が行われても、それが現場に十分浸透し具体的な行動変容につながらなければ真の共生社会の実現には至りません。重要なのは、法の理念を理解しているかではなく、実際に合理的配慮が提供されているかであり、その実効性をいかに高めるかが問われております。

本市の事前回答によりますと、今年度、市内約 8,000 事業者を対象にアンケート調査を予定しているものの、現時点では浸透状況を十分把握できていないとのことでありました。

また、合理的配慮に係る補助制度についても、制度開始後の申請件数は工事施工費 7 件、物品購入費 3 件にとどまっております。

さらに、周知啓発については、ホームページや広報掲載、商工会議所を通じたチラシ配布、出前講座等に取り組んでいるとのことですが、法改正の内容や具体的対応については現場レベルではなお十分浸透しているとは言い難い状況もあるのではないかと考えます。

行政内部においても、職員研修やガイドライン策定、障害者就労施設等への優先調達など一定の取組は進められておりますが、重要なのは、単なる制度運用にとどまらず、市民や事業者から姫路市は本気で共生社会を進めていると実感される実践につなげることであります。

そこでお伺いいたします。

第 1 点目は、民間事業者における合理的配慮の提供の実効性についてであります。

本市は、現時点で浸透状況を十分把握されていないというところでありますが、法改正から一定期間が経過した現在、単にアンケート調査を実施するだけでなく、業種別・規模別の課題や、合理的配慮が進みにくい分野を具体的に分析し、より踏み込んだ施策につなげる必要があります。

特に、中小事業者においては、「何をすれば合理的配慮に当たるのか分からない」、「費用負担への不安がある」といった声も想定されますが、本市として現時点でどのような課題認識を持っているのか、また今後のアンケート結果をどのように施策へ反映していく考えなのかお示ください。

第 2 点目は、合理的配慮を文化として地域社会に定着させるための今後の取組についてであります。

合理的配慮は単なる義務履行ではなく、誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域をつくるための社会的基盤であります。そのためには、行政による制度周知に加え、市民や事業者が配慮することが当たり前であるという認識を共有できる環境づくりが重要であります。

本市では、補助制度や研修、啓発活動等を実施しているとのことですが、今後さらに実効性を高めるためには先進事例の見える化や事業者表彰制度、相談体制の強化、障害当事者との意見交換の充実など、より実践的な展開も必要ではないかと考えます。

また、行政内部においても、単なる研修実施にとどまらず、実際の対応事例や苦情事例を庁内で共有・検証し、継続的な改善につなげる仕組みづくりが重要であります。

本市として、合理的配慮を一過性の制度対応に終わらせることなく、地域全体に根づかせていくため、今後どのよ

うな方向性で取り組んでいくお考えかお聞かせください。

8 項目め、姫路市手話言語条例の改正と具体的施策について。

本条例は、聴覚障害者をはじめとする関係当事者の長年にわたる熱意ある運動と議会における議員提案が相まって制定されたものであり、その成立経緯そのものが本市における共生社会実現への強い意思と、市民参加による政策形成の成熟を象徴するものであります。

手話を1つの言語として位置づけ、その尊重と普及を図る本条例の理念は、全ての市民が人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会の礎であり、その意義は極めて大きいものであります。

昨年の条例改正は、理念にとどまらず、実効性ある施策へ展開していく重要な転機であったと認識しております。

また近年は、AI 技術やデジタル技術の進展により、情報保障や意思疎通支援の在り方も大きく変化しており、本市としても新たな時代に対応した施策展開が求められております。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

まず、本条例改正の趣旨を踏まえ、これまで本市において講じられてきた具体的施策についてであります。

教育分野では、小中学校での手話学習や手話教室、福祉分野では、手話通訳者・要約筆記者の養成、意思疎通支援者派遣、手話通訳者設置事業など多岐にわたる取組が進められております。

また、広報・情報発信分野においても、市ホームページの利用しやすさの向上、動画配信時の字幕付与、本会議におけるAI字幕導入など、情報保障の充実に向けた取組が進められております。

一方で、手話通訳者や要約筆記者の担い手不足、修了後の定着率、夜間・休日対応を含めた支援体制、こども手話教室における継続的な学習環境、施策の認知不足による利用実績の低迷など、多くの課題も明らかとなっております。

そこでお伺いいたします。

本条例改正後、本市として各施策をどのように整理・検証し、その成果をどのように評価しているのか。

また、現時点で認識している課題について、今後どのような優先順位と方針をもって改善・強化を図っていくお考えなのか、具体的にお示しください。

以上で、第1問を終わります。

○西本真造議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

竹中議員におかれましては、体調が優れない中でも、力強いご質問、誠にありがとうございます。

私からは、議員ご質問中、(仮称)自治会条例の意義についての1点目、条例の目指すべき役割についてのうち、自治会条例の制定意義を市としてどのように認識しているのかについてお答えいたします。

令和8年第1回市議会定例会において、(仮称)姫路市自治会振興条例の早期の制定を求める決議が全会一致で議決されました。

私は、この決議を重く受け止め、本定例会に市長の附属機関として、当該条例に規定すべき具体的な内容を審議するための審議会を設置する条例議案を提出いたしました。

本市の自治会は全国的にも高い加入率を誇り、地域の絆を基に、防災・防犯や環境美化、福祉等、地域社会における様々な活動の根幹を支えていただいております。

しかしながら、本市においても急速な人口減少や少子高齢化が進んでいることに加え、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、加入率の低下や担い手不足といった課題が深刻化し、自治会機能の地域間格差にもつながっているものと考えております。

また、自治会とともに地域コミュニティを支えてきた子ども会などの活動規模の縮小や解散により、地域において自治会が担う役割が増加するなどの課題も認識しております。

さらに、過去の災害の教訓から災害時における共助の重要性は既に明らかであり、住民同士が支え合う体制を平時から築いておくことが不可欠であります。

こうした背景を踏まえ、自治会の加入率の減少に歯止めをかけることが急務であり、これらの課題に対応し、その取組を力強く推進するためにも、自治会を共助の基盤として明確に位置づけ、その理念を市民の皆様と共有する羅針盤が必要であり、その役割を果たす条例は大変意義深いものと考えております。

条例の制定を契機として、自治会と市がより密接に連携し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築してまいります。

昨日の常盤議員のご指摘にもありますように、我が市のブランドメッセージ、「住むほどに“好き”が深まる “姫”のまち」は、多くの市民が話し合い、投票によって選ばれ

たものであり、未来に向けて目指すべき姫路市の姿を示していると思っております。

特に、「住むほどに」のフレーズにつきましては、大手不動産サイト、家を建てて住みたい街ランキング近畿圏3年連続第1位の実績が示すように、家を買って一生住み続けるまちであるべきとの市民の思いで選ばれたところもあるのではないかと考えております。

建てられた家を守りその町で住み続ける、そのためにも、自治会を中心に地域の地縁団体が、絆を持って、その活動がより活性化することが本条例制定の目標であり、今後、市議会の皆様方との話し合いを通じて、ご理解、ご支援を賜りながら、条例の早期制定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、2項目目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、本市東部地域は古墳時代に多くの古墳が築造され、奈良時代には国分寺が建立されるなど、古代播磨の政治・経済の中心地でありました。

また、同地域は山陽道や瀬戸内海に面した交通の要衝でもあり、古代から中世、近世、近代へとつながる経済活動を通じて、地域内や周辺地域で産出される材料を用いた瓦・鋳物・皮革などのものづくりも発展し、現在の礎となっております。

東部地域にはこのような歴史的背景を示す指定文化財に加え、未指定の歴史文化資源も多く残されており、同地域の歴史的・文化的価値は高いものと認識しております。

次に、2点目についてでございますが、東部地域の歴史文化資源を一体のストーリーとして発信することは、観光の回遊促進や産業振興、地域ブランドの向上に資すると認識しております。

日本遺産の制度趣旨や、ストーリー性、受入環境、推進体制などの認定要件を踏まえ、関係団体や地域と連携しながら、申請に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目についてでございますが、来年3月に予定されている候補地域の申請に向け、庁内連携に加え、文化庁や兵庫県とも協議を重ね、準備を進めてまいります。

また、日本遺産認定に向けては、行政に加え、地域団体、文化・観光関係者や民間事業者も参画する推進協議会を設置する必要があります。

候補地域に選ばれた場合は、3年間をかけて、推進協議会を中心に地域活性化準備計画に基づく活動に取り組み、その後、日本遺産認定に係る審査を受け、他の候補地域や条件付認定地域との比較評価を経て、日本遺産として認定されることを目指してまいります。

最後に、4点目についてでございますが、観光振興の面においては、御着駅や道の駅を起点として、東部地域の日本遺産を巡る周遊型観光や地場産業を生かした体験プログラム等を展開することで、滞在時間の延長と観光消費の拡大が期待できるものと考えております。

また、産業振興の面でも地場産業の認知度や付加価値の向上、さらには担い手の確保が期待できるものと考えております。

これらの結果として、新たな雇用の創出と地域ブランドの向上につながることを期待できるものと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長（登壇）

私からは、7項目目についてお答えいたします。

まず、民間事業者における合理的配慮の提供の実効性についてでございますが、令和6年4月から、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

これを受けて、本市では、市ホームページ等による周知のほか、令和7年からは民間事業者を対象に合理的配慮の提供に係る助成制度を開始したところでございます。その助成制度の利用状況からも、事業者への制度改正に係るさらなる周知・普及が課題であると認識しております。

そこで、今年度中に市内事業者8,000社を対象にアンケート調査を実施し、民間事業者等における合理的配慮の提供の状況や業種別・規模別の課題について把握することで、合理的配慮の提供の実効性をより高められる取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、合理的配慮を文化として地域社会に定着させるための取組についてでございますが、合理的配慮の制度の周知だけにとどまらず、地域や社会全体で障害のある方への理解を深めていくことが重要であると認識しております。

こうした認識の下、合理的配慮提供の好事例を本市ホームページへの掲載や、配慮を必要とする方々から寄せられた相談内容の関係機関への情報共有のほか、障害者差別解消法周知イベントとして手話体験イベントなどを開催しているところがございます。

また、当事者団体や公共交通機関のほか、商工会議所などで構成された自立支援協議会において、引き続き、合理的配慮に関する課題や取組について意見交換を行ってまいります。

今後とも、合理的配慮を特別なことではなく当たり前のこととして受け止められる意識が醸成され、地域社会の文化としてしっかりと根づくよう、周知や対話を継続・充実させるとともに、他都市の好事例を参考にしながら、議員ご提案の事業者表彰制度、相談体制の強化なども含め検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長（登壇）

私からは、1項目目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、議員お示しの（仮称）国立世界遺産センターの誘致につきましては、異なる文化に触れる機会の創出につながるのと同時に、調査・研究を通じて世界遺産の本質的価値を掘り下げ、国内外の多くの人々が、より一層の理解を深めるものとして意義があるほか、来訪者の滞在時間の延伸等を通じて滞在型観光の推進にも資するものであると認識しております。

一方、本市では、これまで平成27年度に策定した姫路城跡中曲輪施設整備方針に基づき、姫路城の本質的価値を高め、学び、伝える施設の整備について、検討を行ってまいりました。

その後、社会経済状況等の変化を踏まえ、令和6年度に同方針を吸収統合した姫路城保存活用計画を策定し、世界遺産姫路城を知り、学び、魅力を発見することができる世界遺産センター機能の整備について検討することといたしました。

次に、2点目についてでございますが、家老屋敷跡など特別史跡地内において施設整備を行う場合には、景観を含めた本質的価値に影響を与えないことを前提に、姫路城の価値や魅力の向上に資すること、周遊性の向上に寄与することなど姫路城保存活用計画の内容と整合する施設とな

る必要があると考えております。

続いて、3点目につきましては、世界遺産の価値を深め次世代への継承する責務は国にもあると考えており、仮に、国においてこのような魅力や価値を発信する施設の検討がなされる場合には、その立地として、日本で初めて世界遺産に登録され、また、国内外から多くの観光客が訪れる姫路城の近隣が適地であるとの考えの下、国に同センターの設置を提案することが考えられます。

さらに、その取組を推進する場合には、国と地方公共団体が連携し、共同で推進していくことが重要であり、とりわけ国との連携では、文化財保護法の観点から文化庁、特別史跡地内に土地を複数所有する財務省など、関係省庁との連携を図っていく必要があると考えております。

こうしたことから、姫路城保存活用計画に記載する世界遺産センター機能との整合性や国の意見等も踏まえ、誘致要望などの今後の進め方について検討してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長（登壇）

私からは3項目目の1点目のアからクまで、2点目、3点目及び4点目についてお答えします。

まず、1点目のア、自治会を地域の準公共的団体として制度的に位置づけることについてですが、本市において、自治会は地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、防災、防犯、環境美化、福祉などの分野において、地域で支え合う共助の基盤となっているものと認識しております。

また、近年、自治会とともに地域コミュニティを支えてきた他の団体の活動規模が縮小傾向となる中、その役割はますます重要なものとなってきており、本市における自治会の役割を明確化するとともに、地域社会における自治会活動の重要性について広く市民に周知することが、条例を制定する重要な目的の1つであると考えております。

次にイ、自治会運営助成金の制度化についてですが、自治会の運営が安定的かつ持続可能なものとなるよう、本市が財政的支援を行うことについては、重要な課題であると認識しております。

財政的支援につきましては、自治会にとって効果的なものであるとともに、本市においても持続可能な支援として行う必要があると考えております。

具体的な支援策につきましては、他都市の事例や審議会でのご意見などを踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次にウ、行政依頼業務への適正な財政措置についてですが、現在本市から依頼している行政事務が自治会、特に役員の皆様の負担となっていることは認識しており、負担軽減を図る必要があると考えております。

まずは、本市から依頼している行政事務の見直しを庁内で行うとともに、デジタル技術の活用を進めることなどにより、事務量の最適化を図る必要があると考えております。

その上で、本市から自治会に対する財政的支援の具体的な支援策について検討を行う中で、行政事務に係る財政措置の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

次にエ、自治会加入促進の推進についてですが、転入者やマンションなどの集合住宅にお住まいの方々など、自治会に対してあまり関心をお持ちではないと考えられる皆様の加入を促進するため、不動産関連事業者などの関係団体と連携を図り、自治会に関する情報提供を行っていただくことや、紙媒体だけではなくデジタルを活用した情報発信を積極的に行うなど、新たな取組を行うことにより自治会への加入促進を図る必要があると考えております。

次にオ、自治会活動への人的支援及びカ、行政組織の整備についてですが、自治会の活動は地域の防災、防犯、環境美化、福祉など多岐にわたることから、本市における関係部署も多岐にわたっております。

現在、市民局が主たる担当組織ですが、自治会活動への人的支援や自治会との連携強化については、所管する担当組織や必要となる調整機能等について、他都市における組織体制などを参考にしながら、今後、どのように整備するかについて検討を進める必要があると考えております。

次にキ、自治会役員研修の実施についてですが、自治会の組織運営に関する研修やデジタル技術の活用、個人情報保護等に関する研修などを実施することは、役員の負担軽減や不安解消を図るとともに、役員となる次世代の人材育成にも寄与するものと考えております。

次にク、姫路市連合自治会との協議・連携体制の整備についてですが、市の施策の方向性や自治会が抱える課題を共有するため、姫路市連合自治会との連携や意見交換を適宜行うことは大変重要であり、現在、年に数回開催される姫路市連合自治会の代表者会や幹事会に本市職員も同席

し情報共有を行うとともに、連携を図っているところでございます。

今後も情報共有や連携を密にし、さらなる協力体制を構築してまいります。

次に、2点目の市民への理解促進についてですが、自治会が私たちの身近な暮らしとどのように関係しているのかという観点から、広く市民の皆様自治会の活動内容やその重要性を再認識していただけるよう、他都市の事例も参考にしながらイラストや図を用いて視覚的に分かりやすいパンフレット等を作成し、条例のPRをしていきたいと考えております。

また、あらゆる世代の皆様へ情報を届けることができるよう、市ホームページや広報ひめじにおいて情報発信に努めるとともに、出前講座を開催するなどにより条例の周知に努めたいと考えております。

次に、3点目の具体的な検討開始時期及び制定時期についてですが、本定例会に提出しております（仮称）姫路市自治会加入促進条例審議会条例に係る議案をご議決いただければ、速やかに審議会を開催したいと考えております。

条例に規定すべき具体的な内容につきましては、審議会における委員からの様々なご意見に加え、市内全ての自治会を対象とするアンケートを夏季期間において実施し、自治会からのご意見を聴取したいと考えております。

（仮称）姫路市自治会加入促進条例の制定時期につきましては、できる限り早期の制定を目指して準備を進めてまいります。

次に、4点目の市民意見の聴取方法についてですが、審議会での意見聴取に加え、パブリック・コメントを実施したいと考えております。

また、自治会からのご意見につきましては、市内全ての自治会を対象とするアンケートを実施し幅広く多様なご意見をいただく予定としており、皆様からいただいた声を的確に反映できるように努めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

森観光経済局長。

○森 健観光経済局長（登壇）

私からは、4項目め及び5項目めについてお答えいたします。

まず、4項目めの1点目、世界遺産都市・姫路における

美術館の位置づけについてでございますが、世界遺産である姫路城内に位置する美術館としての強みを最大限に発揮し、その魅力を国内外に知らしめ、特に姫路城を訪れる観光客へ明確にPRできるよう、名称変更につきましては休館中に検討を進めてまいります。

次に、2点目、美術品購入と文化投資の考え方についてでございますが、美術品の体系的な収集及び調査、研究による作品価値の顕在化と情報発信は重要であると考えており、基準にのっとった作品の収集・保存を進めつつ、高田賢三コレクションをはじめ姫路ゆかりの文化資源の価値を再発見し、展覧会の開催等を通じ、姫路発オンリーワンとして発信していきたいと考えております。

続きまして、3点目の人材体制と運営体制の整備についてでございますが、人材体制につきましては、海外美術館等との連携を進めるに当たり、学芸員資格を有する幹部職員の採用について検討を進めていくところでございます。

また、令和7年度には國富奎三コレクション及び高田賢三コレクションの調査研究に当たり、各分野の第一人者である外部有識者に学術顧問を委嘱し、調査研究体制を強化しております。

運営体制につきましては、現在、集客力の向上、収支バランスの改善といった経営的課題や所蔵品の活用など、問題解決に向けて戦略アドバイザーの知見も活用しながら、再オープン後の事業計画等に取り組んでいるところでございます。

次に、4点目、国際交流、調査研究、出版事業についてでございますが、姫路城との姉妹城提携から広がる展開といたしまして、海外の美術館等との連携を進めております。

現在、モネ没後100年記念調査研究プロジェクトとして、國富奎三コレクションの代表作品である「ル・プティ＝ジュヌヴィリエにて、日の入り」を中心に、同作と対とも言える「印象、日の出」を所蔵するマルモッタン・モネ美術館、モネと親交があったロダンの作品を所蔵するロダン美術館との共同研究、そしてその研究成果の書籍化に取り組んでおるところでございます。

「ル・プティ＝ジュヌヴィリエにて、日の入り」の価値がさらに高まることで、都市ブランド力が向上するとともに、市民の皆様の世界水準の美術品鑑賞の機会をより多くご提供させていただけることにつながりますので、引き続きこのプロジェクトを推し進めてまいります。

次に、5点目の施設整備と増築の検討についてござい

ますが、平成26年度より文化庁の指導の下、展示・保管環境等の改善を実施し、施設の機能向上に努めております。休館中におきましても、前庭はこれまでどおり開放し、市民の憩いの場として、またコンベンション等の会場としてもご利用いただくことができます。

一方で、来館者の休憩便益施設等に充てるスペースの不足は長年の課題であると認識しております。姫路城保存活用計画において、美術館を含めた中曲輪中部区域は地下遺構の保護、顕在化を前提とし、既存施設の再整備なども視野に入れ、区域全体で将来像を検討し、その上で具体的な整備計画を策定し段階的に整備していくこととしております。

現地での増築につきましては、姫路城保存活用計画との整合性も図りつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また議員ご提案の総合的魅力量向上策につきましては、姫路城の回遊性を高める取組を充実するなど、再オープン後に向けて準備を進めているところでございます。

次に、6点目の國富奎三コレクションの位置づけと発信についてでございますが、國富奎三コレクションは、美術館の柱となるコレクションであり、その価値と重要性を世界に向けて発信していくべきものであると認識しております。

この世界の財産とも言うべき國富奎三コレクションの価値を昇華させるためにも、オールひめじコア・アーティストによる現代の巨匠の名品や高田賢三コレクション、酒井家ゆかりの刀剣、仏教美術等、姫路ゆかりの文化資源との組合せにより、唯一無二の姫路発オンリーワンとして世界へ発信してまいります。

次に、7点目の再開館後に向けた魅力量向上策についてでございますが、現在、貴重な収蔵品の積極的な活用、教育普及活動など重点的に取り組んでおります。

また、姫路城に合わせ、当館も18歳までを入館無料にしましたので、教育旅行の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

また、姫路城や周辺施設等との連携による魅力量向上を図るため、共通券の企画や、姫路観光コンベンションビューローなどとの連携強化により、一体的な旅行商品開発や情報発信に努め、交流人口の増加を図り、文化・観光・経済の好循環に努めてまいります。

次に、8点目の閉館期間中の情報発信についてござい

ますが、参加型・共感型の情報発信戦略は重要であり、令和8年度は、前庭を活用したイベントの実施や館外での講座、ワークショップなどの開催に取り組むとともに、SNS等により美術館の魅力や取組を広く発信することで、再オープンに向けた機運の醸成を図ってまいります。

また、世界へ向けては、海外の美術館等との連携を進め、國富奎三コレクションをはじめとする所蔵品を積極的に活用した展覧会などを通じ当館の価値をさらに高め、世界中から観光客を呼び込める美術館を目指してまいります。

次に、5項目めの1点目、ディズニーパレード誘致の再チャレンジに向け、どのような課題整理が行われているのかについてでございます。

東京ディズニーリゾート側からは、本市での開催条件の1つとして、姫路城を望めるパレードルートであることが求められております。

このため、姫路城周辺で実施する場合には、大規模な観覧スペースや混雑時の避難経路及び避難場所の十分な確保、また、観覧者の誘導・規制や緊急時の対応等を行うための警備体制の構築といった課題がございます。

このため、姫路城周辺に限らず、比較的制約の少ないと考えられる他のエリアでの実施も視野に入れたパレードルートの検討を進めており、先方にも打診しているところでございます。

次に2点目の兵庫県警との協議において、どのような安全対策や警備水準が求められているのかについてでございますが、まず、来場者数を精査し、十分な観覧スペースの確保と入場制限の実施が求められております。

その上で、収容人数を超えた場合に備え十分な幅員を有する避難経路や避難場所を確保すること、また雑踏対策等として十分な警備員の配置、さらには交通対策として主要道路からの迂回誘導など、多岐にわたる対策を求められております。

最後に、3点目の本市としてどのような体制整備や関係機関との調整を進めていくのかについてでございますが、スペシャルパレードの実現に向けた組織体制については調整内容も多岐にわたることから、人員等に関し必要に応じて人事当局に要望してまいります。

また、大規模な交通規制に伴い交通渋滞の発生が見込まれることから、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関とも調整を進めていきたいと考えております。

パレードの実現には、まずは兵庫県警察のご理解とご協

力が不可欠でございます。引き続き関係者とも緊密に連携しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長（登壇）

私からは、6項目めについてお答えいたします。

まず1点目についてでございますが、手柄ザクラは平成31年3月に姫路市自然保護審議会の答申に基づき、原木を保存樹に指定しました。また、令和3年5月に、公益財団法人日本花の会により新しい園芸品種として認定を受けております。

次に2点目についてでございますが、現在、年間10本程度の苗を増殖しておりますが、穂木の採取可能な樹木が限られております。今後は、穂木を採取する能力を高めるよう地植えを増やし、より一層の増殖を進めてまいります。

最後に3点目についてでございますが、PR活動を推進するとともに手柄ザクラの増殖を進め、まずは手柄地区の公共施設等に植樹し普及を進め、将来的には市内各所に植樹することで市民へ広く共有・浸透できるよう目指してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長（登壇）

私からは、8項目めについてお答えいたします。

1点目の条例改正による各施策の整理、検証及び評価についてでございますが、まず教育分野については、小・中学校の学習指導要領解説「総合的な学習の時間編」の中で、現代的な諸課題の1つとして福祉教育が位置づけられており、各学校が児童生徒の実情に応じて取り組んでおります。令和7年度、教育委員会が把握しているものとしては、市立学校26校で手話教室が実施されております。

なお、各学校から、手話学習を通じて、耳の不自由な方の日常生活や多様なコミュニケーションの方法を学び、自発的に自分たちができることを考えるようになったなどといった報告が教育委員会に上がっており、一定の学習効果が得られていると考えております。

次に、広報・情報発信分野については、本市は全国に先立って、ホームページの利用しやすさの対応、ウェブアクセシビリティ対応に取り組んでまいりました。高品質な

ウェブアクセシビリティを維持するため、ガイドラインと対応基準書を整備し、毎年度職員研修を実施しております。

また、国の基準に基づきウェブアクセシビリティに関する検査を毎年度実施し、一定の水準を確保しているという試験結果を得ております。

このほか、市公式ユーチューブチャンネルの動画に字幕を付与し、聴覚障害のある方でも必要な情報取得ができるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組んでおります。

次に、手話通訳者・要約筆者については、姫路市手話言語条例の施策の推進方針に基づき、手話通訳者、手話奉仕員の確保及び養成を行っております。加えて、要約筆者についても同様に養成講座を実施するなど、通訳の担い手となる人材育成に取り組んでまいりました。

また、夜間・休日対応を含めた支援体制については、消防局へ手話通訳者のリストを提供しており、緊急時に聴覚障害のある方が手話通訳を必要とする場合は、消防局からの要請により手話通訳者の派遣を行っております。

こども手話教室につきましては、条例に基づく手話の理解の促進及び手話の普及のための施策として、小学生とその保護者を対象として毎年開催しております。子どもたちが早い段階から手話に触れることで、障害への理解促進や共生社会の実現に向けた意識の醸成につながるものと考えております。

次に、2点目の現時点で認識している課題及び今後の優先順位と方針についてでございますが、まず、教育分野につきましては、教育委員会では現代的な諸課題に関する教育内容が多岐にわたっているため、時間的な制約があることが課題と捉えていると伺っております。

なお、福祉教育につきましては、各学校において手話を含む体験学習を取り入れ、その充実に努めております。

今後も、時代の変化や社会の要請に対応しながら、現代的な諸課題に関する教育を積極的に推進し、子どもたちが豊かな人間性と社会性を育むことができるよう取り組んでまいります。

次に、広報・情報発信分野についてですが、市公式ウェブサイトにおいて、ウェブアクセシビリティに未対応のページが存在することが課題であると認識しております。なお、未対応のページにつきましては、所管課と協議し順次対応を進めてまいります。

次に、手話通訳者及び要約筆者については、手話通訳者及び要約筆者の養成講座の修了後に資格取得までには至らず、通訳者の確保・定着が課題であると認識しております。1人でも多くの修了者が現場で活躍できるよう、他都市の好事例も参考にしながら定着率の向上につながるよう検討してまいります。

また、聴覚障害者に係る夜間・休日対応につきましては、現状は救急搬送時における消防局からの手話通訳者の派遣要請に限られており、夜間・休日診療における個人からの手話通訳者の派遣要請のニーズには十分に答えられていない部分があると認識しております。

こうした現状を踏まえ、当事者や関係者との意見交換により課題を共有し、手話通訳者や要約筆者の担い手不足の解消に向けて、引き続き取り組んでまいります。あわせて、手話表現を文字へ変換するシステムなどAI技術の動向にも注視しているところでございます。

最後に、こども手話教室につきましては、日常での実践機会が少ないと手話を学んでもすぐ忘れてしまい一過性で終わってしまうこと、また、こども手話教室の参加者が一学年当たり10名程度と少ないことから、より多くの小学生が参加してもらうよう、さらなる周知が必要であると考えております。

現在、市内小学4年生を対象に挨拶や指文字などをイラストで掲載したクリアファイルを毎年配布することで、日常生活の中でも手話への関心を持っていただけるよう取り組んでおります。

各分野での施策及び成果につきましては様々な課題もありますが、条例改正が理念にとどまらずより実効性のある施策になるよう、引き続き本事業を継続していくとともに、各施策の優先順位につきましては、いずれも重要なものであり、本市障害福祉計画に基づき総合的に推進してまいりたいと考えております。

また、課題については、当事者や関係団体との意見交換を踏まえ、新しい技術も活用しながら事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

44番 竹中隆一議員。

○竹中隆一議員

2問目を行います。

まず、世界遺産センターについて、ただいまのご答弁で、

本市としても世界遺産センター機能の必要性について一定の認識を有し、姫路城保存活用計画の中でも検討課題として位置づけられていることが明らかとなりました。

これは、本市が単なる観光施策ではなく、世界遺産の価値をいかに未来へ継承するかという視点を持ち始めていることの表れであり、重要な答弁であると受け止めております。

しかし一方で、必要性は認識しているが、なお検討段階にとどまっているという印象も否めません。私は、世界遺産をめぐる都市間競争は今後さらに激化すると考えております。

全国各地で文化資源を核とした都市ブランド戦略が進む中、姫路市は、日本初の世界遺産登録地を有する都市として、本来、全国をリードすべき立場にあります。

にもかかわらず、現状では姫路城を見る観光に依存する傾向が強く、世界遺産としての思想的・学術的価値を深く発信する機能は十分とは言えません。

重要なのは、世界遺産センター機能を単なる展示施設としてではなく、調査研究、教育普及、国際交流、デジタルアーカイブ、次世代人材育成などを備えた総合的文化拠点として構想することにあります。

さらに申し上げれば、これは単なる文化政策ではなく、人口減少時代における都市戦略そのものであります。文化の厚みを持つ都市には、人が集まり、学びと交流が生まれ、都市の格そのものが高まっていきます。

そこで再度お伺いいたします。

本市として、現在検討されている世界遺産センター機能とは、具体的にどのような機能を想定しておられるのか。

また、それを単なる展示施設ではなく、研究・教育・国際交流を含めた総合的文化拠点として位置づける考えはあるのか、お聞かせください。

加えて、国の提案についても、国が検討した場合に姫路が適地であるという受け身の姿勢ではなく、本市から国家プロジェクトとして積極的に提案していくべき段階に来ていると考えますが、その点についてのご認識をお伺いいたします。

続いて、日本遺産について4点お尋ねいたします。

第1点は、候補地域認定後を見据えた戦略についてであります。

答弁では、候補地域認定後、地域活性化準備計画に基づく3年間の活動実績が必要であり、その総括評価によって

正式認定が判断されるとのことでありました。つまり、日本遺産は単なる申請制度ではなく、継続的な地域活動と実績が問われる競争型制度であります。

そこで、本市として、この3年間でどのような戦略で乗り切れるのか。また、他自治体との差別化をどこに見いだすのか、ご見解をお聞かせください。

第2点は、推進体制についてであります。

本構想は、文化財部局のみで完結するものではなく、観光、産業、都市整備、教育、地域振興など広範な政策分野にまたがる総合プロジェクトであります。さらに、地域住民、保存団体、学校、事業者、観光関係者との連携も不可欠であります。

そこで、庁内横断的な推進組織や専門人材の配置を含め、今後どのような体制で進めていく考えなのか、お聞かせください。

第3点は、道の駅との戦略的連携についてであります。事前調査では、道の駅に地域情報発信機能を整備することでありました。

しかし、単なる情報発信にとどまらず、日本遺産ストーリーを体感できる東部地域観光のゲートウェイとして位置づけるべきではないかと考えます。周遊ルート形成、体験型観光、地場産品販売、皮革・瓦産業との連携など、地域経済波及を生み出す拠点化が重要であります。ご所見をお聞かせください。

第4点は、経済政策としての位置づけについてであります。

日本遺産は文化政策であると同時に、地域ブランド戦略であり、経済政策でもあります。特に本市東部地域は、歴史文化資源に加え、皮革産業や瓦産業など実産業が地域に根づいている点に大きな特色があります。

私は、この歴史と産業を融合できる点こそ、本地域最大の強みであると考えております。そこで、本市として、日本遺産を観光振興だけでなく、産業振興、雇用創出、若者定住へどのように結びつけていくのか、お聞かせください。

次に自治会条例については、市長から力強い方向性が示されました。市としても自治会が地域コミュニティの中核を担う組織であり、その維持・活性化が重要課題であるとの認識を示されました。

であるならば、条例は単なる理念条例ではなく、自治会の持続的運営を具体的に支える実効性ある内容でなければならないと考えます。とりわけ、行政依頼業務に対する

財政措置や人的支援、加入促進策などは、自治会現場から強い要望が上がっている課題であります。

しかし現状では、自治会が行政協力の多くを担いながらも、役員の高齢化や担い手不足により、善意と奉仕に依存した運営が限界に近づいている地域も少なくありません。

そこで改めて伺いいたします。

市として、自治会を単なる任意団体ではなく、地域公共を支える準公共的団体として制度的に位置づける考えはあるのか。また、その位置づけを前提として、助成制度や行政依頼業務への財政措置について、どこまで踏み込んだ制度設計を検討しているのか、具体的にお示しください。

次にディズニーパレードについて、先ほどのご答弁では、姫路城周辺以外での開催可能性や、パレードに限定しないディズニー関連イベントについても検討を継続していくとのことでありました。

私は、この点は極めて重要であると考えております。確かに、姫路城周辺での開催には警備や交通規制上の高いハードルが存在することは理解いたします。しかし、それによって挑戦そのものを止めてしまえば、市民の期待に応える機会を失うことになりかねません。

重要なのはどこであれば実現できるのか、どのような形式であれば開催可能なのかという視点に立ち、実現可能性を広げる柔軟な検討を行うことであります。

例えば、手柄山周辺や姫路港周辺など比較的広い空間を確保しやすいエリアの活用や、収容人数を限定したディズニー関連イベントとの組合せなど、従来とは異なる手法も検討に値すると考えます。

また、ディズニーパレードは単なるイベントではなく、本市の都市ブランド力を高める大きな情報発信効果を有しております。今後の観光戦略やシティプロモーションの観点からも、継続して挑戦する価値は極めて高いものと考えます。

そこで再度お尋ねいたします。

本市として、姫路城周辺以外での開催可能性について、具体的にどのような場所や条件を想定しながら協議を進めているのか。

また、パレードに限定しないディズニー関連イベントも含め、今後どのようなロードマップや目標感を持って株式会社オリエンタルランドとの協議を継続していくお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に手柄ザクラについて。

ただいまのご答弁では、一定の取組と方向性は示されましたが、依然として保存中心の発想にとどまっている印象を受けます。

しかし、手柄ザクラは原木が1本しかなく、その樹勢も弱っているという極めて特殊かつ危機的な状況にあります。時間的猶予は多くなく、今後はより主体的かつ戦略的な行政関与が必要ではないでしょうか。

また、事前回答では、植栽位置の公表や看板設置、イベントPRなどが示されましたが、それぞれが個別施策にとどまり、本市固有資源としてのブランド戦略には至っていないように感じます。

私は、今後必要なのは、名称やストーリー性を含めたブランド化、植栽箇所のネットワーク化と可視化、観光資源としての磨き上げ、関連商品の開発や情報発信、日本遺産や地域文化との連携などを総合的に進める、姫路ならではの地域資源戦略であると考えます。

そこで改めて伺いいたします。

手柄ザクラを、本市の公式な地域ブランド資源として位置づけ、保存・増殖・活用・情報発信までを一体的に進める基本方針、いわゆるブランド戦略を市として構築する考えはあるのか。

また、その方向性をいつ頃までに取りまとめ、具体的施策へ移行していくお考えなのか、可能な限り明確にお示しください。

次に手話言語条例について、AI技術を活用した情報保障及び包摂的なコミュニケーション環境の整備についてであります。

今回の本会議より導入されたAI字幕表示は、聴覚障害者のみならず、高齢者や日本語理解に不安を抱える方々など、多様な市民にとって情報アクセスを拡充する画期的な取組であり、本市の情報発信に新たな可能性を示すものとして評価しております。

また、当局答弁では、手話表現を文字へ変換するシステムなどAI技術の動向を調査しているとのことであり、今後の展開に期待するところでもあります。

しかし、AI字幕については、専門用語や固有名詞への対応精度、多言語化、リアルタイム性、災害時等における安定運用など、多くの課題も存在しております。

加えて、技術導入そのものが目的化するのではなく、実際に当事者が使いやすいと実感できる環境づくりにつなげる視点が重要であります。

そこでお伺いたします。

A I 技術を活用した情報保障やコミュニケーション支援について、今後、行政窓口、各種説明会、講演会、防災・災害情報の発信、さらには障害者との会議や意見交換の場など、具体的にどのような分野への展開を想定しているのか。

また、その導入方針やスケジュール、運用上の課題認識に加え、当事者団体や関係者の意見をどのように施策へ反映していくお考えなのか、あわせてお聞かせください。

以上で、2 問目を終わります。

○西本眞造議長

森観光経済局長。

○森 健観光経済局長

まず 1 項目めの（仮称）国立世界遺産センターの誘致についてでございますけれども、まず現在市で検討している世界遺産センター機能というものでございますけれども、姫路城保存計画において検討事項としているこの機能につきましては、世界遺産としての姫路城を、これを知り、学び、その魅力を発見することができるような機能を想定しております。

議員ご提案の調査研究機能をはじめとした様々な機能も含めまして、備えるべき機能の具体的な内容や施設の位置づけにつきましては、今後有識者からの専門的な知見に基づくご指導ご助言をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ディズニーパレードの件でございます。

まず、最初に申し上げておきたいのは、このディズニーパレードを実現するためにはどうすればいいのか、まずこの観点でこの事案に取りかかっております。

特に警察の方から等の対策も含めまして非常に困難を極めているところではございますけれども、あくまで実現をするというところで、先方のほうからは姫路城の前というお話をいただいておりますけれども、それ以外にも駅南大路であったりとか、手柄山周辺、こういったところで実施するような形で現在進めているところでございます。

スケジュール感につきましても、できる限りこの近いうちに実現したいと考えておりますけれども、今のところはいけません、警察との協議ともに時間を要しているところがございますので、こちら鋭意取り組んでいるところでございます。ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○山本 聡政策局長

私からは、世界遺産センター、市からも国へ積極的に提案していくべきではないかとの部分についてお答えいたします。

誘致を行う場合ですけれども、議員ご指摘のとおり、本市が国等に対して積極的に情報発信あるいは提案を行うこと、重要であると認識しております。

例えば、本市が保有する姫路城の映像、それから VR コンテンツを提供するなど、センターの充実に資する提案を行うことなどが考えられます。

一方で、姫路城周辺、特別史跡に指定されております施設の立地、規模、内容、それから周辺に及ぼす影響等につきましては、やはり慎重な検討が必要であると考えており、まずは必要となる施設の機能、それから条件等を丁寧に整理した上で、国の考え方を確認しながら、今後の進め方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長

日本遺産に関しまして、候補地認定後の戦略、また他の自治体との差別化についてでございますが、まず他の自治体の差別化の方向性についてですが、当該地域、古墳時代から近代までの歴史が途切れることなく残っている点を強みに、その希少性が実感できるストーリーを分かりやすく打ち出し、また、点在する文化財や歴史資源をつないだ周遊ルートの整備やものづくりを体験できるプログラムの開発を進めることによって、本市ならではの特色ある魅力が発信できるものと考えております。

それらを前提としまして地域活性化準備計画を策定しまして、しっかりとその実績を着実に積み重ねていき、そしてその成果を可視化してさらに蓄積していくということで、認定を目指してまいりたいと考えております。

次に、庁内の横断的な組織や専門人材についての推進体制でございますが、政策局中心に観光経済局、教育委員会事務局をはじめとする関係部署で庁内横断の推進体制を構築しまして、しっかりと役割分担、情報共有を徹底しながら、候補地域認定申請に向けた準備を進めたいと考えております。

あわせて、学芸員等の専門職、外部有識者の知見も活用しまして、申請内容の精度を高めていきたいと考えて

おります。

それから東部地域の日本遺産と、この道の駅が連携して地域経済の波及効果を生み出す拠点化ということでございますが、この当該道の駅は、日本遺産を巡る周遊ルートやものづくり体験へと観光客を誘導する拠点として最も適した場所でございます。

道の駅が東部地域の日本遺産を発信する、豊かな歴史文化や産業と深く結びつくことで、独自の魅力、またほかにはない商品の開発といったような大きな強みが生まれるとともに、また東部地域の日本遺産にとりましても、この道の駅を通じて多くの方に東部地域の魅力を知っていただけるという、極めて高い相乗効果が期待できると考えております。

この道の駅を地域の魅力を集約し、さらに大きく育てて発信する拠点として最大限活用しまして、歴史文化、地域産業をつなぐことで、この地域全体のブランド力を底上げして経済波及効果を生み出したいと考えております。

次にですね、観光振興だけでなく産業、そして雇用、また若者定住への結びつけでございますが、この2本柱の取組は観光施策にとどまらず、その地場産業の魅力発信、また商品開発や販路の拡大、体験型コンテンツ化等と組み合わせまして、地域内での消費や付加価値向上を図り、またあわせて、ガイド人材や担い手の育成、そして関係団体教育機関等との連携を進めることで、雇用創出や、若者が参画できる機会の拡大につなげたいと考えております。

これらの取組が地域ブランドの向上、また新たな雇用の創出を図り、ひいては誇り、愛着、またシビックプライドの醸成につながるによりまして、将来的に若者世代の定住につながるものと期待をしております。

以上でございます。

○西本真造議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長

2点ご質問いただきました。

自治会を条例に位置づけることにつきましては、自治会は地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、地域で支え合う共助の基盤となっているものと認識しております。

条例において自治会の役割を明確化するとともに、自治会活動の重要性について広く市民に周知することが重要であるというふうに考えております。

もう1点、財政措置につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、財政措置や財政的支援につきましては、自治会にとって効果的であるとともに、本市にとっても持続可能な支援として行う必要があるというふうに考えております。

具体的な支援策につきましては他都市の事例や審議会等のご意見なども伺いながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

橋本建設局長。

○橋本正生建設局長

お答えいたします。

手柄ザクラでございますが、これまで原木の樹勢回復に注力し、増殖も進めてまいりましたが、今後は引き続き原木の回復に取り組むとともに、より一層の増殖を進めてまいります。

また今後、その状況を見ながら、手柄ザクラの活用や情報発信など地域ブランド化を視野に入れた基本方針の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

池田デジタル戦略本部副本部長。

○池田康政デジタル戦略本部副本部長

私からは、AI技術を活用した情報保障やコミュニケーション支援についてお答えいたします。

本市では、聴覚障害者や日本語理解に不安を抱える方との円滑なコミュニケーションを支援するため、AI音声筆記、リアルタイム字幕表示、多言語翻訳などの機能を備えたコミュニケーション支援ツールを令和6年度に導入し、窓口業務において活用しております。

本ツールにつきましては、現在、障害福祉課、総合福祉通園センター、住民窓口センターなどに配備しているほか、災害時における情報発信や避難所運営など様々な分野の業務においても活用できるよう、庁内向けの貸出し運用もあわせて実施しております。

また、本ツールの機能の1つであるリアルタイム字幕表示につきましては、講演会等での有効性を検証するため、実証運営への参加を庁内に広く呼びかけてまいります。

これらの窓口や講演会等での利用実績に加え、聴覚障害者をはじめとする関係当事者や現場職員等の意見を適切

に把握し、必要に応じて増資増設を検討してまいります。

一方で、本ツールの利用に際しては、固有名詞や専門用語の誤変換、ノイズによる音声認識精度の低下、翻訳処理のタイムラグ、複数言語での字幕の維持数表示の困難さなど、運用面での課題もあると認識しております。

今後につきましては、音声認識精度の飛躍的な向上や手話翻訳など AI 分野の技術進歩は著しいことから、常に最新動向を注視するとともに、聴覚障害者等の意見も聞きながら、関係局と連携の上、最適なツールの選定導入の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

私からは 8 項目のうちの当事者団体や関係者の意見をどのように政策に反映していくかとの点でございますが、当事者団体や関係者との協議の場として、手話言語条例に基づく定期的な意見交換会や自立支援協議会がございます。

今後、デジタル戦略本部とも連携を行うことでさらなる技術の導入を図り、また、協議の場において当事者の要望や課題を丁寧にお聞きし、当事者が使いやすいものとなるよう施策に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

44 番 竹中隆一議員。

○竹中隆一議員

3 問目を行います。

世界遺産センターについて、ただいまのご答弁では、今後検討していくとのご趣旨でありましたが、最も重要なのはスピード感であります。

世界遺産は、一度登録されれば価値が永続的に保証されるものではありません。その価値を不断に磨き上げ、発信し続ける努力が求められております。

近年では、文化観光推進法や観光立国推進基本計画においても、文化財を保存するだけでなく、活用を通じて地域活性化につなげるという方向性が明確に示されております。

つまり、今は単なる保存の時代から、価値を伝え、体験させ、地域の未来へ結びつける時代へ転換しているのでは

あります。姫路市が世界遺産都市としてさらに飛躍するためには、今こそ明確なビジョンを掲げる必要があります。

私は、その象徴的プロジェクトこそが、家老屋敷跡を活用した木造による世界遺産ミュージアム構想であると考えます。

歴史空間を体感できる木造建築と最先端デジタル技術を融合させることで、姫路ならではの世界水準の文化拠点を形成できるのではないのでしょうか。

また、これは単なる観光施設ではなく、子どもたちの郷土教育、大学や研究機関との連携、海外との文化交流、文化財保存技術の継承など、多面的な波及効果を生み出す可能性を秘めております。

さらに、この構想は姫路城のみならず播磨全体の歴史文化資源を面的につなぐ核ともなり得るものであります。将来的には、日本遺産や周辺文化財との連携を通じ、播磨文化圏の形成へ発展させる視点も重要であります。

そこで最後にお伺いいたします。

本市として、世界遺産センター構想について、庁内横断的な検討組織や有識者を含めた研究会等を立ち上げる考えはございますか。

また、国・文化庁・関係機関との具体的協議をいつ頃からどのような形で進めていくお考えなのか、より踏み込んだご答弁を求めます。

次に、日本遺産について 3 点お尋ねいたします。

1 点目は、国・県への働きかけについてであります。

答弁では、文化庁及び兵庫県教育委員会と協議を行いながら準備を進めるとのことでありました。

しかし、日本遺産認定をめぐる全国で自治体間競争が激化しており、単なる申請ではなく、「なぜこの地域でなければならないのか」という明確な説得力が求められております。

そこで、本市として、東部地域をどのような物語として全国へ発信し、どのような強みを前面に打ち出すのか、より具体的にお示しください。

2 点目は、学術的バックアップ体制についてであります。

答弁では、多数の指定文化財が存在し、高い歴史的・学術的価値を有するとの認識が示されました。

一方、日本遺産制度では、単なる文化財の数ではなく、それらを一体的ストーリーとして論理的に説明できるかが極めて重要であります。

そこで、大学研究者、考古学専門家、歴史学者等との連

携をどのように進め、学術的裏づけを強化していくのか、お聞かせください。

3点目は、地域住民の機運醸成についてであります。

日本遺産は、行政だけで成立する制度ではありません。地域住民自身が自分たちの地域には誇るべき歴史があるという認識を共有し、その価値を次世代へ継承する意識を持てるかどうか最終的な成否を左右すると思います。

特に、学校教育との連携、地域学習、保存活動、観光ボランティア育成などは極めて重要であります。今後どのように地域全体の機運醸成を図っていくのか、お聞かせください。

最後に、自治会条例について、制定時期と市民意見の聴取についてであります。

ご答弁では、他都市事例の研究や自治会アンケート等を踏まえ、早期制定に向け庁内調整を進めているとのことでありました。

しかし、自治会現場では担い手不足や加入率低下が進行しており、検討だけでは地域力の低下に歯止めがかからない状況にあります。特に本市は、日本一の自治会組織率を誇る都市であり、その強みを維持できるかどうかの重要な分岐点に立っております。

だからこそ、全国に先駆けるモデル条例として、明確なロードマップを示すべきではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

条例制定に向けた具体的工程、すなわちアンケート実施時期、関係団体との協議時期、条例骨子案の作成時期、議会提案予定時期について、可能な範囲で具体的にお示しください。

また、市民意見の聴取についても、形式的なパブリック・コメントにとどまらず、地域ごとの意見交換会や自治会役員との対話の場など双方向型の意見集約を行う考えがあるのか、あわせてお答えください。

以上で、3問目を終わります。

○西本真造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

世界遺産センターのご質問について、お答えいたします。

姫路城保存活用計画における世界遺産センター機能について、議論を深めるためには多分野にわたる連携が不可欠となってまいります。関係所属を横断的に参集する体制整備必要であると考えております。

また、保存活用計画では、計画区域内における保存であったり保全、あるいは活用につきまして、専門的見地からの助言を受けるため、有識者会議の設置が必要とされており、現在、設置に向けた準備を進めております。

今後は有識者会議の助言を参考にしながら、世界遺産センター機能の整理を行う中で、議員ご提案いただいております。国による施設整備、あるいは関係機関との協議の進め方につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

井上副市長。

○井上泰利副市長

どのような物語としての全国への発信、また、どのような強みを打ち出していくのかということですが、この古代播磨の中心地としての歴史に加えまして、国分寺を中心とした祈りの文化、そして皮革、瓦等の今に続くものづくりが時代を超えて結びついているという物語として、他の自治体にはない魅力を全面に打ち出していく予定でございます。

また、この播磨の政治経済の中心地が姫路城とその城下町へと移る、その以前の歴史は姫路の歩みを語る上で決して欠かすことのできない重要な前史でございます。

この歴史を合わせて紹介することで、姫路の歴史の奥行きをより深く伝えるとともに、姫路城の持つ世界遺産や国宝といったブランド力も活用しつつ、まだまだ知られていない播磨の有形無形の様々な文化財群にスポットを当てまして、その魅力を発信してまいります。

また、大学の研究工学研究の専門家の方や歴史学者方のそういった学術的裏づけの強化につきましては、この文化財をつなぐストーリーの説明に当たりましては、このストーリーを構成する文化財についての理解が不可欠であると考えております。

必要に応じまして、姫路市文化財保護審議会の委員をはじめ、本市の文化財に精通していらっしゃる各分野の専門家等に学術的評価をいただくことで、ストーリーの強化を図ってまいりたいと考えております。

そして、学校教育、また地域、そして保存活動等をこの地域との関係、どのようにして機運を醸成するのかということですが、この議員お示しのように、この日本遺産認定にはまず地域全体の機運の醸成が重要ござい

ます。

ですので、この東部地域開発推進協議会をはじめといたします地域団体や学校、また地元企業、また関係団体などの協力を得ながら、この地元住民によります観光ボランティア活動や文化財保存活動、そしてこの関連スポットを巡る周遊ルートの見学会などの実施を通じまして、地域全体で日本遺産認定の機運を盛り上げたい、そのように考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長

条例の制定に向けた工程につきましてですが、本定例会に上程されております審議会に係る条例の議案をご議決いただけましたら、速やかに審議会を立ち上げるとともに、この夏に自治会に対するアンケートを実施したいというふうに考えております。

その後、審議会において条例に規定すべき具体的な内容を検討していく予定としておりまして、条例骨子案を年内を目途に作成したいというふうに考えております。その上で市民意見を聴取したいというふうに考えます。

条例の制定時期につきましては、市議会の皆様のご理解、ご支援を賜りながらできるだけ早期の制定を目指したいと考えております。

できれば、今年度内の制定を目指したいというふうに考えておりまして、今準備を進めているところでございます。

議員お示しの双方向での意見集約の実施につきましても、可能な範囲で検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

以上で、竹中隆一議員の質疑・質問を終了します。